

定例教育委員会会議録

平成28年9月30日

境港市教育委員会（平成28年9月30日委員会会議録）

招集年月日 平成28年9月30日 15時30分

招集場所 市役所第一会議室

開 会 15時30分 委員長宣言

出席委員 ① 佐々木 邦広 ② 谷田 真基
③ 酒井 伊津子 ⑤ 永井 美央
⑥ 赤石 有平

委員長から説明のため出席を求められた者

教育委員会事務局長 藤 川 順 一
学校教育課長 影 本 純
学校教育課補佐 高 濱 禎 彦
学校教育課補佐 門 脇 克 美
生涯学習課長 黒 崎 享
教育総務課補佐 小 川 博 史
教育総務課係長 北 野 瑞 拓

傍聴者数 なし

会議書記 教育総務課係長 北 野 瑞 拓

提出議案 議案第23号 境港市公民館運営審議会委員の委嘱に
ついて
議案第24号 境港市学校給食センター運営委員会委員
の委嘱について
議案第22号 境港市教育委員会公印規則の一部を改正
する規則の制定について

協議事項 全国学力・学習状況調査について
その他

酒井委員長

それでは、ただいまから9月の定例教育委員会を始めます。議案第23号、境港市公民館運営審議会委員の委嘱について説明をお願いします。

生涯学習課長

議案第23号、境港市公民館運営審議会委員の委嘱についてでございます。公運審ですけれども、15名以内ということになっておりまして、このたび上道公民館と中浜公民館が今まで14名でしたが、それぞれ1名ずつ追加をして15名ということになりました。上道の方が榎野さん、中浜の方が宮本さんということでございます。実は境公民館の公運審の方で1名、6月に現役で亡くなられた方がおられまして、境だけが14名ということで、それ以外は全て15名ということになっております。現状はそういった状況でございます。

酒井委員長

ご質問等はありませんでしょうか。(なし) それでは議案第23号については承認といたします。

続きまして、議案第24号、境港市学校給食センター運営委員会委員の委嘱について説明をお願いします。

教委事務局長

議案第24号、境港市学校給食センター運営委員会委員の委嘱についてでございます。委員名簿の中で、小学校PTA連合会及び鳥取県西部総合事務所生活環境局生活安全課長の異動がございまして、新たに小学校PTA連合会会長としましては永井高幸氏、県の生活安全課長をしております住田剛彦氏を新たに委嘱させていただこうというものでございます。任期につきましては前任者の残任期間ということでございます。

酒井委員長

ご質問等はありませんでしょうか。(なし) それでは議案第24号については承認といたします。

続きまして、議案第25号、境港市教育委員会公印規則

の一部を改正する規則の制定について説明をお願いします。

教委事務局長

議案第25号、境港市教育委員会公印規則の一部を改正する規則の制定についてでございます。これは9月27日に開催されました定例市議会におきまして、議会の同意を得て、平成28年10月26日付で新たに松本新教育長が任命されることとなりました。ご承知のとおり新教育長につきましては、平成27年4月、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が施行されており、いわゆる新教育長として就任されることとなります。これによりまして、旧法で経過措置を行っていたのですが、それが終了しまして、新制度での教育委員会運営が始まるということとなります。その1つとして、今までの委員長、委員長職務代理の職が、新制度では無くなることとなります。酒井委員長、委員長職務代理の永井委員にはこれまで教育委員会の運営につきましては多大なご尽力をいただきました。ありがとうございます。一方、新制度におきましては、教育長に事故があるとき、又は教育長が欠けたときは、あらかじめその指定する委員がその職務を行う旨規定されております。このように新制度では、教育長の職務代理者を置くことになっておりまして、あらかじめ教育長が指定することになっております。この職務代理者の指定については、新制度に移行する10月26日以降に開催される教育委員会において指名することとなりますが、本日の議案では、職務代理者印を新たに規則に加えるという改正を行うものであります。

酒井委員長

ご質問等はありませんでしょうか。(なし) それでは議案第25号については承認といたします。

続きまして先に報告事項に移りたいと思います。

学校教育課長、生涯学習課長 各報告

酒井委員長

報告事項について、ご質問等ありましたらお願いします。
(なし) それでは次の報告に移ります。先ほど頂きました校区審議会の中間答申の報告につきまして、学校教育課長からお願いします。

学校教育課長

それでは先ほど3時15分より、校区審議会副会長 足立ひと美副会長から、中間答申を酒井委員長へ渡されました。内容については、お手元にあるプリントがございますので、同じものがございますので、ご覧ください。審議会への諮問につきましては、大きく柱が2つございました。1つは「将来の児童生徒数減少に対応した小中学校の編成の方向」について、それから2つ目の「学校の編成の方向に照らした誠道小学校のあり方」についてでございます。まず1番目の「将来の児童生徒数減少に対応した小中学校の編成の方向」につきましては、まず1番目に将来減少する児童数、そしてそれに伴う小規模な学校が増えることから適正な学校の規模が必要になるのではないかという内容でございます。それから2番目につきましては、各小中学校の校舎が老朽化する、その維持管理の問題、その問題を検討していく必要がある。3番目につきましては、新しい学習指導要領について、「生きる力」を育む理念を進めるために、主体的・対話的深い学びを目指す「アクティブラーニング」、あるいは「社会に開かれた教育課程」というような新たな要素が入ってくる、そういうことを効果的に進めるためには、これから学校の教育環境を検討していく必要がある、という内容でございます。そこを踏まえたところから、
(1)～(3)を中間答申の内容として定めてございます。(1)につきましては、小中一貫校を開設することが望ましい。その開設にあたっては、小学校7校を現在の3つの中学校区に統合して、現在の中学校の校地に小中一貫校を新設または増設するのが適切である。(2)はそれに伴って、9年間の系統性を確保した教育課程を編成・実施できる「義務教育学校」についても検討するのが望ましいということ。(3)に中学校区で小中一貫

校が開設されれば、校区が拡大されることに伴い、さらに学校と地域の連携を進めるために、「コミュニティースクール（学校運営協議会制度）」を目指すことが望ましい、というこの3点について、答申の内容となっております。それから2番目の「誠道小学校の在り方」につきましては、誠道小学校が昭和58年に開校した当時から児童が減少して、現在は57名となっている。これから中々増えることは望めない。むしろ減少する可能性が高いという内容。2番目のところには、これから平成32年度から施行される新学習指導要領などの学習方法の改善を求めるとは、ある一定の児童数が確保されているのが望ましいのではないかと。その次の内容としましては、この小規模の状態が続くというところでは、中々教育の機会均等とその水準の維持向上を保証していくことは難しいのではないかと。これからの児童にとってより良い環境を提供していくことが望まれる。あわせて現在在籍している児童のためにも適切な教育環境を早期に検討することが求められる。それから次の内容といたしましては、実際に境港市の小中学校の編成の方向について、小中一貫校が望ましいという方向、これを踏まえつつ、誠道小学校の色々な課題について、審議をいたしました。今後、どのようにすればよいかということにつきましては、「このままの形で存続」、「他の小学校と統合する」、「校区を拡大する」という3つの案について審議しましたが、それぞれ多様な意見が出されて、統一する見解を示すには至らなかった。ということで、審議会としては次のことについて確認をした。（1）誠道小学校の今後の在り方については、これまでの審議の内容を踏まえつつ、新たな情報や知見を基にしながら、来年度に審議を再開し、残された課題について継続して審議を行う。（2）この中間答申の内容を踏まえながら、来年度の審議会における新たな審議内容を加えて調整し、改めて最終答申として示すものとする。というような形で、審議会より答申を頂きました。

酒井委員長 校区審議会の中間答申の報告について、何かご質問等ございましたらお願いします。

赤石委員 審議は来年度にするということでしょうか。ということは、前回も中途半端なままでいるよりも、前倒しで今年度中にでも審議会ができないかという意見もあったと思うのですが、それはしないということでしょうか。

学校教育課長 そうですね。来年度からもう1度、時間を置きますけれども、再開して審議するという形になります。

谷田委員 教育委員会としても、来年度の最終答申を受けるまではとりあえず保留ということで、最終答申を受けてから判断していくということですね。

学校教育課長 そういう形になると思います。ただ今後、事務局の方からは特に誠道小学校のことに关しましては、色々な行事であるとかそういうところには案内を差し上げますので、ぜひ誠道小学校の様子や行事などを見ていただきまして、今後教育委員会として議論するために情報を集めていただいたり、見ていただくような案内を差し上げることがあると思いますので、ぜひ参加していただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

赤石委員 先般、誠道小学校の運動会を見に行かせてもらったのですが、やっぱり他の地区に比べて賑わいとかが、どうしても誠道小学校の場合は、他の地区に比べて絶対数が少ないということもあって、私が見た感じですけども、ちょっと寂しい部分があると思ひました。審議会を中断しないで、早急に再開して最終答申をいただき、議論を進める必要があると思ひます。

学校教育課長 ぜひそういうところを見てもらって、この間の連合陸上競技にしても、参加している子どもが少なかったりとか水泳大会もそうですけれども、そういうような様子も見

てもらったりして、いろいろ考えを持っていただくのはよいのかなと思っております。

赤石委員

リレーとかは見れなかったのですが、結局そういうのは出れない状況があったわけですね。

永井委員

当然、この審議会委員の方も継続で、より理解を深めていただくという時間を取ることだったので、同じように誠道小学校の行事等の案内をされる予定ですか。

学校教育課長

教育委員さんと審議会の委員さんにも案内を出しております。審議会の委員さんの任期は2年でございますから、引き続き来年度も同じこの文脈で審議していただくということでございます。

酒井委員長

来年度、最終答申ということですが、時期的にはもう分かっているのですか。

学校教育課長

いえ、これはちょっと分かってはおりませんが、本年度と同じ5回を予定はしたいと思っております。ただし、もしかしたらそれが3回でまとまるとかいうようなことも可能性としてはあると思いますので、一応その審議が終了したという形になった場合には、そのタイミングで最終的な案をまとめて調整し、答申するという形になる場合もあると思います。

酒井委員長

その答申を受けて、教育委員会で話し合うということですね。

赤石委員

それこそ、前倒しをした方がよいと言っているのですが、私からすると何で、来年度でないといけない理由があるのですか。審議会を継続するのに、委員も一緒の方がされるということであるし、なぜ今年度中に審議会をしないのか。もちろん状況を見ることも必要だと思いますが、なんで来年度にするのか。やっぱりそれこそ結論を少し

でも早く出さないといけない施設のいろいろな問題があるのに、何のために期間を持つ、来年度でないといけないのですか。

学校教育課長

早めにやった方がいいのではないかという意見も審議会委員の中にもございました。ただ、審議会委員の方もこれをどう判断するのかという材料としての、自分たちの判断や資料とかですね、そういうものをまだ十分持っていないこともあって、やはり今回中々そこも審議が進まなかったということもあると思いますので、審議会委員さんにも実際見てもらったりとか、あるいはこれから我々のアンケートとか、いろいろな地域の方の意見とか、保護者の意見とか、学校関係者の意見とかも拾いながら、そういうものも審議の中に入れて話をしてもらいたい。それから1回答申が出るということですから、これが市民の方にオープンになる。その中で、市民レベルでもいろいろな意見を述べてもらって、そういうものも拾いながら、判断していくのも必要ではないかということで、急ぎたいところではあるのですが、半年間時間をいただいて、そういうものも上手に詰めていきながら、来年度審議会委員さんには示しながら、また審議をしていただきたいという意図もありましたので、そこでちょっと時間を取らせていただいたということでございます。

酒井委員長

それでは校区審議会の中間答申の報告については以上とします。それでは続きまして、全国学力・学習状況調査について、説明をお願いします。

※〔非公開〕全国学力・学習状況調査について、学校教育課補佐より説明。

酒井委員長

以上で予定していた議題は終了しましたので、本日の定例委員会は閉会といたします。ごくろうさまでした。